

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について

1. 発熱等の風邪の症状がみられる場合

- ・家庭での健康観察を徹底し、無理に登校しないで自宅で休養してください。
- ・自宅で休養する旨を学校に連絡してください。連絡が入った日から出席停止とします。欠席扱いにはなりません。

ただし、さかのぼって出席停止にすることはございません。

- ・再登校する前日には、再登校の旨を学校に連絡してください。
- ・医師による治癒証明は必要ありません。

ただし、インフルエンザ等の感染症による欠席の場合は、治癒証明を提出してください。

2. 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

- ・各地域の帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

[帰国者・接触者相談センター（岡山保健所） 086-803-1360]

[帰国者・接触者相談センター（倉敷保健所） 086-434-9810]

その他の地域は岡山県ホームページ等で確認してください。

- ・帰国者・接触者相談センターに相談した後、学校に連絡してください。
- ・医師や保健所等から登校を止められた場合は、再登校の指示が出るまで、指示された治療に専念してください。

連絡が入った日から出席停止とします。欠席扱いにはなりません。

3. 同居のご家族が、当該感染症と診断された場合

- ・その時点で国の方針による対応になります。速やかに学校に連絡してください。

基本的な感染症対策

1. 規則正しい生活、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。
2. こまめな手洗い、うがいを励行してください。
3. 咳やくしゃみがあるときは、必ずマスクを着用してください。特に、多数の人が集まる場では、マスクを着用してください。